

第9回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

1 報告

○ 奨学金返還事務の取組状況について

事務局から資料2により報告を行い、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる7件(2人分)の報告を行い、了解された。

なお、これまで4月と9月に実施していた特別催告の実施時期について、新たに滞納が生じた者については、別途督促を12月に実施することから、督促との集約を図るため、実施時期を毎年6月と12月に変更する旨の報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 事務局として、現時点で奨学金の返還事務の取り組み状況について、どのような点が課題であると認識しているのか。
→ (事務局) 面談拒否者、困難者への対応等が課題であると認識している。

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会及び第8回管理委員会で裁判手続に着手することが承認された計三件の案件について、事務局から資料3により訴訟の進捗状況及び当該訴訟における原・被告間の主な主張についての報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 訴訟係属中のため、訴訟代理人の訴訟方針を尊重し、引き続き裁判を見守っていききたい。